

滋賀県市町小規模企業者小口簡易資金
貸付制度損失補償補助金実施要綱

昭和58年1月4日
滋商第19号

(趣旨)

第1条 知事は、信用力・担保力に乏しい小規模企業者の金融の円滑化を図るため、市町が行う小規模企業者小口簡易資金貸付制度（以下「市町貸付制度」という。）に係る、当該市町の滋賀県信用保証協会に対する損失補償事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、滋賀県信用保証協会が市町貸付制度に関して代位弁済したことにより受けた実質損失額に対して、市町が損失補償した経費とする。

(補助率)

第3条 補助率は、前条に規定する経費に対して2分の1以内とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする市町は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 債務者別損失補償金内訳
- (2) 損失補償金の支出証拠書類の写し
- (3) 歳入歳出予算書（抄本）

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その適否を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨当該市町に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定によるもののほか、補助金の決定に際し必要な条件を付けることがある。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の交付決定の通知を受けた市町は、補助金交付請求書を速やかに知事に提出するものとする。

(実績報告等の特例)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、第4条の規定による補助金交付申請によってなされたものとみなす。

2 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知は、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知によってなされたものとみなす。

(回収金の納入)

第8条 市町は、滋賀県信用保証協会から損失補償にかかる回収金の納付があった場合には、補助金の交付割合に応じた額を、県に速やかに納付しなければならない。

2 滋賀県信用保証協会から、損失補償補助金に見合う回収金の納付が県に行われた場合には、前項に規定に基づく納付があったものとみなす。

(書類の提出先)

第9条 この要綱により知事に提出すべき書類は1通とし、滋賀県商工観光労働部中小企業支援課に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和58年1月4日から施行し、昭和57年度貸付分の市町村貸付制度にかかる損失補償補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別 記

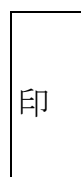
様式第 1 号（第 4 条関係）

市町小規模企業者小口簡易資金貸付
制度損失補償補助金交付申請書

第 年 月 日 号

滋賀県知事

市町長 氏 名



年度において、（市町貸付制度名）に係る損失補償補助金 円を交付されるよう滋賀県市町小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助金実施要綱第 4 条の規定により、その関係書類を添えて申請します。

記

損失補償金などの内訳

貸付年度	損 失 補 償		摘 要
	件 数	金 額	
合 計			